

令和5年度第2回定期監査結果に基づく措置状況【健康福祉部】更新

令和7年2月26日提出

項目	部署名	指摘事項	講じた措置の内容 (発生原因、措置の内容、再発防止策を記入してください。)	措置の状況	実施(予定) 年月日	未実施・実施予定がない理由
契約事務について	健康推進課	特命で契約をしている業務委託、使用契約、賃貸借契約について、契約締結同等で特命の理由を記載していないものがあった。	「新型コロナワクチン集団接種会場使用契約」及び「新型コロナワクチン集団接種会場賃貸借契約」、「多摩市新型コロナワクチン接種包括業務委託(その5)」、「きずなメール業務委託」について、見積依頼や契約締結等の起案文書に特命理由を記載する必要があったが、記載漏れがあったため、特命理由を追記し、理由を明確にした。今後は、多摩市契約事務規則及び契約事務の手引に基づき、特命随意契約を行う際には必ず特命理由の起案文書への記載や総務契約課からの承認通知を添付することを徹底する。	実施	令和6年2月28日	
	健幸まちづくり推進室	特命で契約をしている業務委託について、契約締結同等で特命の理由が不明確なものがあった。	5多総第1078号令和6年1月17日「令和6年度委託業務等、物品購入・印刷請負単価契約等案件の執行について」にて、特命随意契約で契約を行うことを決定し、令和6年5月31日付で契約した。契約の際には、契約締結同等起案文書に特命理由を記載した。今後は、多摩市契約事務規則及び契約事務の手引に基づき、特命随意契約を行う際には必ず特命理由の起案文書への記載や総務契約課からの承認通知を添付することを徹底する。	実施	令和6年5月31日	
	高齢支援課	所管課で契約している業務委託について、予定価格が130万円を超える場合は、契約締結同等で総務契約課長の合議が必要であるが、行っていないものがあつた。	合議についての確認が不十分であったことが発生原因である。急ぎ、総務契約課長から合議を頂いた。改めて契約の手続きについて確認を行う。	実施	令和6年3月7日	
つ事補 い務助 てに金	高齢支援課	前金払は金額が確定した債務について支出することができるが、老人クラブ補助金、多摩市シルバー人材センター運営費補助金について、活動状況や人件費等により補助金の金額が変わるにもかかわらず前金払をしていた。	令和7年3月31日付けで要綱を改正し、令和7年度の補助金より概算払に変更する。	検討中	令和7年3月31日	
報 償 費 事 務 に つ い て	高齢支援課	会員謝礼について、金額の意思決定を行っていないものがあつた。	委員謝礼の意思決定(決裁)について認識が不足し、事前に行わなかったことが発生原因である。急ぎ、意思決定(決裁)を行った。今後はこういった事案が生じた場合は、内容確認後、あらかじめ事前に意思決定(決裁)を行う。	実施	令和6年1月11日	
	高齢支援課	講師謝礼について、金額の根拠を明確にしていないものがあつた。	講師派遣依頼の意思決定(決裁)についての認識が不足し、講師派遣依頼の意思決定(決裁)に単価を記載するのみで、金額の根拠の記載が漏れていたことが原因である。今後は単価の記載のみでなく単価決定の根拠を起案の理由に付記することで金額の根拠を明確にする。	実施	令和6年4月1日	
	健康推進課		講師謝礼(心理判定員)については、市全体で決まった単価がないため、他自治体の単価を参考に積算し、決定している。しかし、金額の根拠を明確に規定していなかったため、今後、契約時に金額の決定についての課内の決定(決裁)をする。	実施	令和6年4月1日	
文 書 事 務 に つ い て	福祉総務課	団体等からの申請書、実績報告書及び東京都からの依頼、交付決定等の文書について、文書管理システムにより記録をしていないものが多数あつた。	これまで、団体からの申請書、実績報告書、東京都からの依頼、交付決定等の文書については、関連する決定決裁の添付資料として記録をしてきた。監査結果を踏まえ、文書を文書管理システムにより記録し、決裁権者等へ供覧した。	実施	令和6年2月20日	
	高齢支援課		收受登録についての認識不足が発生原因である。令和6年度より文書管理システムに記録する。	実施	令和6年4月1日	
	福祉総務課	エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金給付事業について、実施要綱では支給口座確認書の提出期限が令和5年10月31日であるが、令和5年11月8日まで延長しているものがあつた。	提出期限を延長した対象は、本来、支給口座確認書を送付すべきところ、システムの都合により対象から漏れていた方である。このことを把握し、発送できたのが令和5年10月20日と提出期限まで1週間程度であったことから、他の対象者との公平性を鑑み、自らの責によらず給付を受けられない市民が発生しないよう、別途意思決定の上、緊急かつ例外的に提出期限を令和5年11月8日とした。本給付金以後に要綱を定める給付事業の実施に際しては、今回のような不測の事態にも対応できる実施要綱を定めている。	実施	令和6年1月15日	
	健康推進課	多摩市帯状疱疹ワクチン任意接種費用の助成について、実施要綱の施行が令和5年7月14日であるが、要綱に規定された助成申込書を令和5年7月13日付けで送付していた。	改めて、作業手順と実施スケジュールを確認することで、要綱施行前の内容を外部に提供することがないよう注意する。	実施	令和6年2月22日	
に 事 務 決 て 裁	高齢支援課	協議会等の委員の委嘱について、意思決定を行っていないものが複数あつた。	委嘱の事務について認識が不足が発生原因である。決定行為(決裁)を行った。改めて事務手続きについて確認を行う。	実施	令和6年1月11日	
	健康推進課	業務委託の契約伺及び依頼の起案文書について、決裁権者である部長及び課長の押印がないものが複数あつた。	部長印及び課長印のなかった箇所に押印をいただいた。各事業の契約事務手続き等に係る起案時期が重なるため、印漏れとならないよう付箋等で示すことと、決裁後に改めて印漏れがないかを確認したうえで保存することを徹底する。	実施	令和6年2月22日	
つ管物 い理品 てにの	健康推進課	備品シールについて、「多摩市物品規則」では、貼付し難い物、貼付することが不適当と認められる物以外は、備品に貼付しなければならないと規定しているが、貼付していないものがあつた。	備品シール再発行を依頼し、備品に貼付した。	実施	令和5年11月24日	

令和5年度第2回定期監査結果に基づく措置状況【健康福祉部】更新

令和7年2月26日提出

項目	部署名	指摘事項	講じた措置の内容 (発生原因、措置の内容、再発防止策を記入してください。)	措置の状況	実施(予定) 年月日	未実施・実施予定がない理由
にの現 てつ管金 い理等	福祉総務課	一部の郵券について、受払整理簿を電子で作成していたため、保管責任者の毎月の在庫確認印及び課長の年度末の検印が押印されていなかった。	電子上で作成した受払整理簿については、当該月終了後に印刷し、係長による在庫確認を実施するよう運用を改めた。年度末には課長による検印を実施し、適正な郵券管理を実施していく。	実施	令和6年1月12日	
管個 理人 に情 つ報 い等 ての	福祉総務課	個人情報を取扱う業務において、「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護管理者の設置について、受託者から「個人情報の責任体制等報告書」により報告されていないものが複数あった。	受託者から提出を受けていなかったものについては、改めて提出を受け、文書管理システムに記録を行った。今後は書類提出を含めた進行管理を確実にを行う。	実施	令和5年12月25日	
	健康推進課	個人情報を取扱う業務において、「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護管理者の設置について、受託者から「個人情報の責任体制等報告書」により報告されていたが、文書管理システムにより記録していないものがあつた。	提出された文書について、適切に文書管理システムへの登録と供覧が行えるよう、改めて課内で確認し、実施した。	実施	令和6年2月22日	
	高齢支援課		文書管理システムへの収受登録についての認識不足が発生原因である。令和6年度より「個人情報の責任体制等報告書」を受理した日付で文書管理システムに記録する。	実施	令和6年4月1日	
	高齢支援課	委員謝礼の支払いに伴う個人番号関係事務において、「特定個人情報等の安全管理に関する手順書」の様式「マイナンバー記載用紙」で特定個人情報を収集する際に、各課において写しや控えを残してはならないマイナンバー通知カード及び「マイナンバー記載用紙」の写しが歳出簿に綴られていた。	特定個人情報等の安全管理に関する手順書について認識が不足が発生原因である。マイナンバー通知カード及びマイナンバー記載用紙の写しはシュレッダーにより廃棄した。今後は改めて手順書の確認を徹底する。	実施	令和6年1月11日	